

独立行政法人地域医療機能推進機構 徳山中央病院における

患者プライバシー保護に関する指針

医療を実施するに際して、患者のプライバシー保護は医療者に求められる重要な責務である。一方、医学研究において症例報告は医学・医療の進歩に貢献してきており、国民の健康、福祉の向上に重要な役割を果たしている。症例報告を含む論文あるいは学会・研究会・検討会等における発表では、患者のプライバシー保護に配慮し、患者が特定されないよう留意しなければならない。また発表自体に関するインフォームドコンセントについても慎重な配慮が求められる。

以下は、当院における症例報告を含む論文および学会・研究会・検討会等での発表における患者プライバシー保護に関する指針である。

1. 患者個人を特定可能な氏名、入院番号（ID）、イニシャルまたは呼び名を記載しない。
2. 患者の住所は原則として記載しない。ただし、それが検討に不可欠な情報となる場合（疾患の発生場所が病態や機能予後に関与する、居住地が治療の目標や計画の検討に不可欠であるなど）は、区域までに限定して記載してよい（山口県、周南市など）。
3. 日付は、臨床経過を知る上で必要となることが多いので、個人が特定できないと判断される場合は年月までを記載してよい。
4. 他の情報と診療科名を照合することにより患者が特定され得る場合、診療科名は記載しない。
5. 既に他院などで診断・治療を受けている場合、その施設名ならびに所在地を記載しない。ただし、救急医療や在宅医療等で元の施設の記載が検討上不可欠となる場合はこの限りではない。
6. 患者の写真を提示する際には顔あるいは目を隠す。眼疾患の場合は、顔全体が分からないよう眼球のみの拡大写真とする。
7. 症例を特定できる生検、剖検、画像や検査情報に含まれる番号等は削除する。
8. 以上の配慮をしても個人が特定化される可能性のある場合は、発表に関する同意を患者自身（またはその親族、小児では保護者）から得るか、倫理委員会の承認を得る。
9. 遺伝性疾患やヒトゲノム・遺伝子解析を伴う症例報告では「ヒトゲノム・遺伝子解析研究に関する倫理指針」（文部科学省、厚生労働省及び経済産業省）による規定を遵守して、患者（またはその親族、小児では保護者）から発表のためのインフォームドコンセントを得ることが望まれる。

〔附則〕 1. この指針は、平成 29 年 6 月 1 日から施行する。

〔作成〕 2017 年 5 月 25 日 第 1.0 版

改訂 2021 年 4 月 1 日 第 1.1 版

令和 3 年 4 月 1 日

独立行政法人地域医療機能推進機構 徳山中央病院

院長 沼 文隆